

全日教連 要望結果報告

(発行 平成 22 年 9 月 6 日)

臨時中央要請行動

児童虐待防止に関する情報交換

厚生労働省

要望日時 平成 22 年 9 月 1 日 10:00 ~ 11:10

対応者 【雇用均等・児童家庭局 総務課】

児童相談係長 香取 徹 氏
虐待防止対策室 調整係長 横江 智敬 氏

要望者 【全日本教職員連盟】

委員長 久保井 規文
事務局長 福田 衛人
事務局次長 森下 耕司 上原 卓 河野 達信

所管説明（厚生労働省）

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成21年度においては3.8倍に増加。

児童虐待によって子供が死亡した件数（心中以外）は、高い水準で推移。

- 1 児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移
- 2 児童虐待防止対策の経緯

平成12年 児童虐待の防止に関する法律（児童虐待防止法）の成立（11月施行）
・児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）
・住民の通告義務 等

平成16年 児童虐待防止法・児童福祉法の改正（10月以降順次施行）
・児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置すること等も対象）
・市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加） 等

平成20年 児童虐待防止法・児童福祉法の改正（4月施行）
・児童の安全確認等のため立入調査等の強化
・保護者に対する面会・通信等の制限の強化 等

- 3 児童虐待対策の現状と今後の方向性

発生予防
虐待に至る前に、気になるレベルで適切な支援が必要（育児の孤立化、育児不安の防止）
早期発見・早期対応
虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要
子供の保護・支援、保護者支援
子供の安全を守るための適切な一時保護が必要
親子再統合に向けた保護者への支援
社会的養護体制の質・量共に拡充が必要

4 児童相談所における虐待相談の経路別件数の推移

平成20年度において、児童相談所に寄せられた虐待の相談経路は、家族、警察等、近隣知人及び福祉事務所からが多くなっている。

5 児童相談所における虐待相談の内容別件数の推移

平成20年度においては、身体的虐待が 38.3%で最も多く、次いでネグレクトが 37.3%となっている。

6 主たる虐待者の推移

平成20年度においては、実母が 60.5%と最も多く、次いで実父が 24.9%となっている。

7 虐待を受けた子供の年齢構成の推移

平成20年度においては、小学生が 37.1%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が 23.9%、0歳から3歳未満が 18.1%である。なお、小学校入学前の子供の合計は、42.0%となっており、高い割合を占めている。

8 児童相談所における児童虐待ケースへの対応の手順

通告・相談（受付）
受理 ... 所長、各部門の長、担当者、受付相談員により組織的に判断
調査・各種診断 判定・援助方針の決定 援助の実行（対応）

9 児童相談所における相談対応件数の推移

平成20年度の児童相談所における相談対応件数は、364,414件で、「障害相談」が全体の 50.1%と最も多く、次いで「虐待相談」を含む「養護相談」が 23.4%であり、相談別件数では唯一増え続けている。

10 児童相談所における所内一時保護の状況

平成20年度の一時保護所内の一時保護件数は 19,220件であり、保護理由については、「児童虐待」が 39.9%と最も多く、次いで、「虐待以外の養護」が 33.8%となっている。

11 児童虐待による一時保護委託の状況

平成20年度の児童虐待が理由の一時保護委託件数は、3,195件であり、児童虐待を理由とする一時保護総数の約3割を占めている。また、一時保護委託先内訳では、乳児院・児童養護施設への委託が合計で 2,004件と約6割を占めている。

12 子供の安全確認・安全確保の徹底について

48時間ルールの徹底

- ・ 情報提供であっても死を招く子供虐待の可能性の認識
- ・ 安全確認は、原則48時間以内に子供を直接目視することにより実施
ためらわず必要な場面での一時保護の実施
- ・ 保護者の同意が得られない場合であっても子供の安全を最優先にした実施
- ・ 虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため、一時保護による診断、判断も辞さない。
臨検・搜索制度等の積極的な活用
- ・ 長期間子供の安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合における積極的な活用
- ・ 出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、見通しを持った迅速な対応
関係機関との連携
- ・ 虐待を受けている子供の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子供等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・ 要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関を深めていくことが適当

13 市町村相談体制の現状

平成16年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となった。

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）は、平成16年の児童福祉法改正により法定化、平成19年の児童福祉法改正により設置の努力義務化。平成21年4月1日現在、全市町村の97.6%が設置（任意設置の虐待防止ネットワークを含む。）

全国の調整機関の職員のうち児童福祉司と同様の専門職の割合は、平成21年4月1日現在、14.2%であり、配置の促進が課題。（これに、保健師・助産師・看護師等の一定の専門資格を有する者を含めると52.4%）

14 地域における児童虐待防止のシステム

従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二重構造で対応する仕組みとなっている。

市町村虐待相談対応件数 平成17年度 40,222件 平成20年度 53,020件

各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置が進んでいる。（平成21年4月1日現在、97.6%の市町村で設置（任意設置の虐待防止ネットワークを含む。））

平成20年の児童福祉法改正法により、21年4月より、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等で把握した養育支援を必要とする児童や、出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加された。

意見及び回答

虐待に関する相談件数について

【全日教連】

資料によると、平成20年度において、児童虐待に関する相談件数が、児童相談所へ約4万2000件、市町村へ約5万3000件とあるが、これは、双方を合わせて約10万件の相談が平成20年度にあったと解釈をしてよいか。

【厚生労働省】

市町村へ相談があった同一の案件が児童相談所に上がるケースもあるので、児童相談所と市町村への相談件数を単純に合わせた数が全体の相談件数とはならない。

民間レベルでの虐待防止策について

【全日教連】

子育て中の親を支援していくためには、民間レベルでの施設の効果も大きいと考える。民間レベルでの施設を運営していく上での認可の在り方や財源確保のための補助の仕組み等、厚生労働省の支援について教えていただきたい。

【厚生労働省】

まず、認可については、施設の種別によって、国であったり都道府県であったりと、認可先が変わってくる。次に財源の問題だが、財源には施設の整備等のハード面と事業の運営に関わるソフト面の、大きく分けて2つがある。国は、施設に対するハード面とソフト面のそれぞれの補助を用意している。現在、厚生労働省では、「地域子育て支援拠点事業」として、子育て中の親と子の交流の場の提供と促進を展開している。この事業は、NPOや民間でも取り組むことができるスキームになっている。事業によっては、地方自治体が実施主体となり、委託を受けて補助金をもらうという事業もあるので、民間の方が直接申請しても補助を受けることができない場合もある。

福祉の分野では、完全に自治事務化しており、事業の実施においては、ほぼ100%都道府県や市町村が実施主体となる。子育て支援関連の事業において、国から都道府県や市町村にアプローチしているものについては、法定化したり、実施するための予算措置をしたりしている。しかし、地方分権化が進み、個別のひも付きの補助事業ができなくなったため、おおまかな費目で交付金を作り、その中のメニューを実施するか否かは、地方自治体の裁量に委ねられている。事業を実施するとポイントが付くといった

施策誘導を行ってはいるが、交付金が国の目指す通りに使われなかったとしても手が届かない状況であり、歯がゆい思いをしている。

【全日教連】

この問題は福祉の分野に限らず、学校教育にも言えることである。

【厚生労働省】

国がいくらお金も用意しても、自治体を実施しなければ、効果が表れない。

【全日教連】

私共の団体に加盟している単位団体にも、自治体への働きかけを強化していくよう取り組ませたい。

虐待防止に向けた学校の役割について

【全日教連】

児童虐待を防止するために、学校にはどんな役割があるのか教えていただきたい。

【厚生労働省】

虐待に関する関係機関の連携では、市町村、児童相談所、地域ネットワークを活用して早期発見・早期対応を進めている。しかし、情報が上手く伝わらず、死亡事件が起こり、後を絶たない状況である。厚生労働省としては文部科学省とも連携し、平成22年3月24日付で、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」という文書で指針を通知した。内容は、児童相談所から幼児児童生徒の情報提供の依頼をして、情報の共有化を図るというものである。今後も関係機関、特に学校や警察との連携を具体的に強化していきたい。

横浜市に「子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」がある。このセンターでは、全国の児童相談所の職員や市町村の虐待問題に対応する職員に対して、虐待の対応の仕方等、全国の職員の資質の底上げを目指して研修を行っている。また、教育委員会や学校に対しても、虐待に関する研修の案内を、文部科学省を通じて行っている。今後も続けていきたいと考えているので、是非参加していただきたい。

【全日教連】

学校現場にいる教職員も、子供のどのような行動や状態から虐待が疑われるかについてはよく知らない。教職員も研修等を行うことで、虐待についての理解を深めていかなければならない。全日教連として、学校現場の教職員に対して啓発をしていきたい。虐待に関するマニュアル等があれば、早期発見ができるのではないかな。

早期発見のための方策について

【全日教連】

10月・11月には、どの小学校でも就学時健診が行われる。その際に、虐待のサインを見つけることができるかもしれない。厚生労働省と文部科学省とで連携し、虐待の早期発見という視点からも実施されるよう通知を出していただくと有り難い。

【厚生労働省】

健診には、1歳半とか3歳とかもあるので、虐待との関連を含めて実施し、早期発見に努めたいと考える。